**令和４年６月施行無人航空機登録制度について**

**ラジコンクラブ事前登録申請のお願い**

日本模型航空連盟

　昨年来から、日本模型空連盟会員各位の皆様には大変ご心配を頂いています、法制度決定から「ラジコン電波安全協会（RCK）」及び、関係団体の方々と制度施行について打ち合わせを進めて来ましたが、全面的な受け入れには至らず、昨年末発表の

「[無人航空機登録要領](https://www.mlit.go.jp/koku/content/001442849.pdf)」に

　７頁　④ 無人航空機の改造の有無　項内

　　　　　　８．に規定するラジコン団体又は関係ラジコ ンクラブ等を経由して登録申請がなされた機体の改造範囲が当該ラジコン団体 及び関係ラジコンクラブ等が定める機体仕様限界の範囲内である場合はこの限りではない。

　１５頁　８. ラジコンクラブ又はラジコン団体による一定の管理下にあるラジコン飛行機の登録

　　　　　　　　（詳細内容　省略）

上記２項について、ご配慮を頂きラジコンクラブ内で飛行する無人航空機に限定した

内容を織り込んで頂くことができました。

ただし、無人航空機の登録に際してこの特例を受けるには、

**ラジコンクラブの事前登録申請**

が前提となります。

　注）昨年来ラジコン電波安全協会では、ラジコンクラブ登録をお願いしています、

　既にこちらへ登録のクラブは、RCK様より申請が行われますので連盟へは不要です。

　　ラジコン電波協会のクラブ登録が未だのクラブは、「クラブ登録申請書」を

　ダウンロードの上、青字の部分を書き換えの上

[Support@jmaf.jp](mailto:Support@jmaf.jp)　　宛メールにて申請お願いします。

無人航空機の登録方法について、航空局のマニュアルが全体を網羅しておりますが、

連盟は、限られた方式に限定してマニュアル化の予定です。

以上